

# 区民委員会議案説明資料

令和8年3月24日

件名	頁
1 第49号議案 足立区国民健康保険条例の一部を改正する条例 . . . . .	2

(区民部)

# 第 4 9 号議案説明資料

令和 8 年 3 月 2 4 日

件 名	<b>足立区国民健康保険条例の一部を改正する条例</b>
所管部課名	区民部国民健康保険課
内 容	<p>「国民健康保険法施行令」及び「特別区国民健康保険事業の調整に関する共通基準」の改正に伴い、以下のとおり、条例を一部改正する。</p> <p><b>1 改正の概要</b></p> <p>(1) 子ども・子育て支援金分保険料の新設</p> <p>ア 令和 8 年度分保険料から子ども・子育て支援金分を徴収する。</p> <p>イ 18歳に達する日以後の最初の 3 月 31 日以前（高校生年代まで）である被保険者の子ども・子育て支援金分の均等割額については、全額軽減される。</p> <p>ウ 上記イの軽減に要する費用は、18歳以上被保険者に対して「18歳以上被保険者均等割額」を賦課することで賄う。</p> <p>(2) 保険料率の改定（詳細は別紙 1 および別紙 2 のとおり）</p> <p>足立区の 1 人当たり保険料額推計値は医療分・後期高齢者支援金分、介護分および子ども・子育て支援金分（以下、「全ての区分」という。）の合計で前年度比 7,887円増（170,940円→178,827円）となる。</p> <p>ア 所得割率 全ての区分の合計で前年度比 0.36P の増（12.65%→13.01%）</p> <p>イ 均等割額 全ての区分の合計で前年度比 4,173円 の増（80,700円→84,873円）</p> <p>(3) その他の改正 賦課限度額の変更、保険料の軽減判定基準の変更等その他の改正内容は別紙 1 および新旧対照表のとおり。</p> <p><b>2 特別区統一保険料率（案）等の推移</b> 別紙 2 のとおり</p> <p><b>3 令和 8 年度国民健康保険料試算について</b> 別紙 3 のとおり</p> <p><b>4 施行年月日</b> 令和 8 年 4 月 1 日から施行する。</p>

## 1 保険料率等の改正 (条例第15条の4、第15条の12、第16条の4、第16条の9)

区分		現行	改正案	増減
医療分	所得割率	100分の7.71	100分の7.51	0.20P減
	均等割額	47,300円	47,600円	300円増
	賦課割合	53:47	52:48	-
支援金分	所得割率	100分の2.69	100分の2.80	0.11P増
	均等割額	16,800円	17,600円	800円増
	賦課割合	52:48	53:47	-
介護分	所得割率	100分の2.25	100分の2.43	0.18P増
	均等割額	16,600円	17,800円	1,200円
	賦課割合	53:47	53:47	-
子ども分	所得割率	-	100分の0.27	皆増
	均等割額	-	1,800円	皆増
	18歳以上均等割額	-	73円	皆増
	賦課割合	-	50:50	-
合計	所得割率	100分の12.65	100分の13.01	0.36P増
	均等割額 <sup>※1</sup>	80,700円	84,873円	4,173円増

※1 18歳以上被保険者均等割額を含む

## 2 賦課限度額の変更 (条例第15条の8、第16条の10)

区分	現行	改正案	増減
医療分	660,000円	670,000円	10,000円増
支援金分	260,000円	260,000円	増減なし
介護分	170,000円	170,000円	増減なし
子ども分	-	30,000円	皆増
合計	1,090,000円	1,130,000円	40,000円増

## 3 保険料の軽減判定基準の変更 (条例第19条の2)

軽減割合	変更内容 (判定基準の見直し)	
7割	改正案	変更なし
	現行	基準額43万円+10万円×(給与所得者等の数 <sup>※2</sup> -1)
5割	改正案	基準額43万円+31万円×被保険者数 <sup>※3</sup> +10万円×(給与所得者等の数 <sup>※2</sup> -1)
	現行	基準額43万円+30.5万円×被保険者数 <sup>※3</sup> +10万円×(給与所得者等の数 <sup>※2</sup> -1)
2割	改正案	基準額43万円+57万円×被保険者数 <sup>※3</sup> +10万円×(給与所得者等の数 <sup>※2</sup> -1)
	現行	基準額43万円+56万円×被保険者数 <sup>※3</sup> +10万円×(給与所得者等の数 <sup>※2</sup> -1)

※2 一定の給与所得者(給与収入55万円超)と公的年金等の支給(60万円超(65歳未満)または110万円超(65歳以上))を受ける者。ただし公的年金などに係る特別控除(15万円)後は110万円を125万円と読み替える。

※3 同じ世帯の中で、国民健康保険の被保険者から後期高齢者医療の被保険者に移行した者を含む。年金所得のある65歳以上の者は年金所得から15万円を差し引いて判定する。

## 4 低所得者の保険料の減額 (条例第19条の2)

区分		現行	改正案	増減
医療分	7割減額	33,110円	33,320円	210円増
	5割減額	23,650円	23,800円	150円増
	2割減額	9,460円	9,520円	60円増
支援金分	7割減額	11,760円	12,320円	560円増
	5割減額	8,400円	8,800円	400円増
	2割減額	3,360円	3,520円	160円増
介護分	7割減額	11,620円	12,460円	840円増
	5割減額	8,300円	8,900円	600円増
	2割減額	3,320円	3,560円	240円増
子ども分	7割減額	—	1,260円	皆増
	5割減額	—	900円	皆増
	2割減額	—	360円	皆増
1均等割 8歳以上 子ども分	7割減額	—	52円	皆増
	5割減額	—	37円	皆増
	2割減額	—	15円	皆増

## 5 未就学児の保険料の減額 (条例第19条の4)

区分	低所得者の 保険料軽減割合	現行	改正案	増減
医療分	7割減額	7,095円	7,140円	45円増
	5割減額	11,825円	11,900円	75円増
	2割減額	18,920円	19,040円	120円増
	軽減なし	23,650円	23,800円	150円増
支援金分	7割減額	2,520円	2,640円	120円増
	5割減額	4,200円	4,400円	200円増
	2割減額	6,720円	7,040円	320円増
	軽減なし	8,400円	8,800円	400円増
子ども分	7割減額	—	270円	皆増
	5割減額	—	450円	皆増
	2割減額	—	720円	皆増
	軽減なし	—	900円	皆増

## 特別区統一保険料率（案）等の推移について

## 1 特別区の推移

		令和8年度(案)	令和7年度	令和6年度	令和5年度	令和4年度
基礎分	賦課割合 (所得割:均等割)	58:42	58:42	58:42	58:42	58:42
	所得割率	7.51%	7.71%	8.69%	7.17%	7.16%
	均等割額	47,600円	47,300円	49,100円	45,000円	42,100円
	賦課限度額	670,000円	660,000円	650,000円	650,000円	650,000円
	1人当たり保険料額	113,337円	112,646円	117,124円	107,348円	100,322円
	前年度比(年額)	+691円	△4,478円	+9,776円	+7,026円	+6,933円
	前年度比(月額)	+58円	△373円	+815円	+586円	+578円
支援金分	賦課割合 (所得割:均等割)	58:42	58:42	58:42	58:42	58:42
	所得割率	2.80%	2.69%	2.80%	2.42%	2.28%
	均等割額	17,600円	16,800円	16,500円	15,100円	13,200円
	賦課限度額	260,000円	260,000円	240,000円	220,000円	200,000円
	1人当たり保険料額	42,110円	40,027円	39,396円	36,015円	31,491円
	前年度比(年額)	+2,083円	+631円	+3,381円	+4,524円	△109円
	前年度比(月額)	+174円	+53円	+282円	+377円	△9円
介護分	賦課割合 (所得割:均等割)	58:42	58:42	58:42	58:42	58:42
	所得割率※1	2.43%	2.25%	2.36%	2.23%	2.34%
	均等割額	17,800円	16,600円	16,500円	16,200円	16,600円
	賦課限度額	170,000円	170,000円	170,000円	170,000円	170,000円
	1人当たり保険料額	42,609円	39,565円	39,499円	38,808円	39,567円
	前年度比(年額)	+3,044円	+66円	+691円	△759円	△1,312円
	前年度比(月額)	+254円	+6円	+58円	△63円	△109円
子ども分	賦課割合 (所得割:均等割)	57:43	-	-	-	-
	所得割率	0.27%	-	-	-	-
	均等割額※2	1,873円	-	-	-	-
	賦課限度額	30,000円	-	-	-	-
	1人当たり保険料額	4,227円	-	-	-	-
	前年度比(年額)	+4,227円	-	-	-	-
	前年度比(月額)	+352円	-	-	-	-

※1 令和5年度以前の介護分の所得割率は区によって異なるため、記載の料率は足立区独自の料率である。

※2 18歳以上被保険者均等割額を含む

## 2 特別区と足立区の1人あたり保険料(基礎・後期・介護・子ども分合算額)の比較

	令和8年度(案)	令和7年度	7年度との差
特別区	202,283円	192,238円	+10,045円
足立区	178,827円	170,940円	+7,887円
特別区との差	△23,456円	△21,298円	△2,158円

## 令和8年度国民健康保険料試算について（基礎分+支援金分+子ども分）

※年金収入153万円及び給与収入108万円は、均等割のみ世帯の収入上限である。

## 1 年金受給者（65歳以上）1人世帯〔世帯主65歳のみ〕

年収	100万円	※153万円	200万円	300万円	400万円	500万円	600万円	700万円	800万円	900万円
7年度保険料	19,230	19,230	100,160	216,980	302,779	390,139	478,539	566,939	658,459	757,259
8年度保険料	20,121	20,121	103,384	222,599	309,883	398,755	488,685	578,615	671,719	772,229
増加額	891	891	3,224	5,619	7,104	8,616	10,146	11,676	13,260	14,970
前年度比	1.046	1.046	1.032	1.026	1.023	1.022	1.021	1.021	1.020	1.020
均等割軽減対象	⑦:△46,952	⑦:△46,952	②:△13,415							

## 2 年金受給者（65歳以上）2人世帯〔世帯主65歳+配偶者65歳・収入なし〕

年収	100万円	※153万円	200万円	300万円	400万円	500万円	600万円	700万円	800万円	900万円
7年度保険料	38,460	38,460	112,980	281,080	366,879	454,239	542,639	631,039	722,559	821,359
8年度保険料	40,242	40,242	116,798	289,672	376,956	465,828	555,758	645,688	738,792	839,302
増加額	1,782	1,782	3,818	8,592	10,077	11,589	13,119	14,649	16,233	17,943
前年度比	1.046	1.046	1.034	1.031	1.027	1.026	1.024	1.023	1.022	1.022
均等割軽減対象	⑦:△93,904	⑦:△93,904	⑤:△67,074							

## 3 給与所得者（65歳未満）1人世帯〔世帯主35歳のみ〕

年収	※108万円	200万円	300万円	400万円	500万円	600万円	700万円	800万円	900万円	1,000万円
7年度保険料	42,450	156,660	229,460	306,420	389,620	472,820	560,180	653,780	752,580	856,580
8年度保険料	20,121	161,235	235,295	313,587	398,227	482,867	571,739	666,959	767,469	873,269
増加額	△22,329	4,575	5,835	7,167	8,607	10,047	11,559	13,179	14,889	16,689
前年度比	0.474	1.029	1.025	1.023	1.022	1.021	1.021	1.020	1.020	1.019
均等割軽減対象	⑦:△46,952									

## 4 給与所得者（65歳未満）2人世帯〔世帯主35歳＋配偶者35歳・収入なし〕

年収	※108万円	200万円	300万円	400万円	500万円	600万円	700万円	800万円	900万円	1,000万円
7年度保険料	74,500	195,120	293,560	370,520	453,720	536,920	624,280	717,880	816,680	898,578
8年度保険料	40,242	201,478	302,368	380,660	465,300	549,940	638,812	734,032	834,542	940,342
増加額	△ 34,258	6,358	8,808	10,140	11,580	13,020	14,532	16,152	17,862	41,764
前年度比	0.540	1.033	1.030	1.027	1.026	1.024	1.023	1.022	1.022	1.046
均等割軽減対象	⑦: △93,904 ②: △26,830									

## 5 給与所得者（65歳未満）3人世帯〔世帯主35歳＋配偶者35歳・収入なし＋子5歳・収入なし〕

年収	※108万円	200万円	300万円	400万円	500万円	600万円	700万円	800万円	900万円	1,000万円
7年度保険料	90,525	172,685	293,560	402,570	485,770	568,970	656,330	749,930	843,530	902,943
8年度保険料	50,022	177,534	301,618	413,260	497,900	582,540	671,412	766,632	861,852	947,075
増加額	△ 40,503	4,849	8,058	10,690	12,130	13,570	15,082	16,702	18,322	44,132
前年度比	0.553	1.028	1.027	1.027	1.025	1.024	1.023	1.022	1.022	1.049
均等割軽減対象	⑦: △140,856 ⑤: △100,611 ②: △40,245									

## ◆ 均等割軽減対象（5割軽減、2割軽減で変更あり）

7割軽減⑦ （8年度） 基準額43万円＋10万円×（給与所得者等の数（※1）－1）以下

5割軽減⑤ （8年度） 基準額43万円＋31万円×被保険者数（※2）＋10万円×（給与所得者等の数（※1）－1）以下  
（7年度） 基準額43万円＋30.5万円×被保険者数（※2）＋10万円×（給与所得者等の数（※1）－1）以下

2割軽減② （8年度） 基準額43万円＋57万円×被保険者数（※2）＋10万円×（給与所得者等の数（※1）－1）以下  
（7年度） 基準額43万円＋56万円×被保険者数（※2）＋10万円×（給与所得者等の数（※1）－1）以下

※1 一定の給与所得者（給与収入55万円超）と公的年金等の支給（60万円超（65歳未満）または110万円超（65歳以上））を受ける者。  
ただし、公的年金などに係る特別控除（15万円）後は110万円を125万円と読み替える。

※2 同じ世帯の中で、国民健康保険の被保険者から後期高齢者医療の被保険者に移行した者を含む。  
年金所得のある65歳以上の者は年金所得から15万円を差し引いて判定する。

足立区国民健康保険条例の一部を改正する条例新旧対照表（案）

改正前	改正後
<p>○足立区国民健康保険条例 昭和34年11月20日条例第11号 目次～第14条（略）</p> <p>（保険料の賦課額）</p> <p>第14条の2 保険料の賦課額は、世帯主の世帯に属する被保険者につき算定した基礎賦課額（国民健康保険法施行令（昭和33年政令第362号。以下「法施行令」という。）第29条の7第1項第1号に規定する基礎賦課額をいう。以下同じ。）及び後期高齢者支援金等賦課額（同項第2号に規定する後期高齢者支援金等賦課額をいう。以下同じ。）並びに _____ 介護納付金賦課被保険者（同項第3号に規定する介護納付金賦課被保険者をいう。以下同じ。）につき算定した介護納付金賦課額（同号に規定する介護納付金賦課額をいう。以下同じ。） _____</p>	<p>○足立区国民健康保険条例 昭和34年11月20日条例第11号 目次～第14条（略）</p> <p>（保険料の賦課額）</p> <p>第14条の2 保険料の賦課額は、世帯主の世帯に属する被保険者につき算定した基礎賦課額（国民健康保険法施行令（昭和33年政令第362号。以下「法施行令」という。）第29条の7第1項第1号に規定する基礎賦課額をいう。以下同じ。）及び後期高齢者支援金等賦課額（同項第2号に規定する後期高齢者支援金等賦課額をいう。以下同じ。）<u>、世帯主の世帯に属する介護納付金賦課被保険者（同項第3号に規定する介護納付金賦課被保険者をいう。以下同じ。）につき算定した介護納付金賦課額（同号に規定する介護納付金賦課額をいう。以下同じ。）並びに世帯主の世帯に属する被保険者</u></p>
<p>_____の合算額とする。</p>	<p>_____の合算額とする。</p>
<p>（基礎賦課総額）</p> <p>第14条の3 保険料の賦課額のうち基礎賦課額（第19条の2、第19条の4及び第19条の5の規定により基礎賦課額を減額するものとした場合にあつては、その減額することとなる額を含む。）の総額（以下「基礎賦課総額」という。）は、第1号に掲げる額の見込額から第2号に掲げる額の見込額を控除した額を基準として算定した額とする。</p> <p>（1） 当該年度における次に掲げる額の合算額</p> <p>ア 療養の給付に要する費用の額から当該給付に係る一部負担金に相当する額を控除した額並びに入院時食事療養費、入院時生活療養費、保険外併用療養費、療養費、訪問看護療養費、特別療養費、移送費、高額療養費及び高額介護合算療養費の支給に要する費用の額の合算額</p>	<p>（基礎賦課総額）</p> <p>第14条の3 保険料の賦課額のうち基礎賦課額（第19条の2、第19条の4及び第19条の5の規定により基礎賦課額を減額するものとした場合にあつては、その減額することとなる額を含む。）の総額（以下「基礎賦課総額」という。）は、第1号に掲げる額の見込額から第2号に掲げる額の見込額を控除した額を基準として算定した額とする。</p> <p>（1） 当該年度における次に掲げる額の合算額</p> <p>ア 療養の給付に要する費用の額から当該給付に係る一部負担金に相当する額を控除した額並びに入院時食事療養費、入院時生活療養費、保険外併用療養費、療養費、訪問看護療養費、特別療養費、移送費、高額療養費及び高額介護合算療養費の支給に要する費用の額の合算額</p>

改正前	改正後
<p>イ 法附則第7条の規定により読み替えられた法第75条の7第1項の国民健康保険事業費納付金（以下「国民健康保険事業費納付金」という。）の納付に要する費用（東京都（以下「都」という。）の国民健康保険に関する特別会計において負担する高齢者医療確保法の規定による後期高齢者支援金等（以下「後期高齢者支援金等」という。）及び高齢者医療確保法の規定による病床転換支援金等（以下「病床転換支援金等」という。）並びに介護保険法（平成9年法律第123号）の規定による納付金（以下「介護納付金」という。） _____ の納付に要する費用に充てる部分を除く。）の額</p> <p>ウ 法第81条の2第5項の財政安定化基金拠出金の納付に要する費用の額</p> <p>エ 法第81条の2第10項第2号に規定する財政安定化基金事業借入金の償還に要する費用の額</p> <p>オ 保健事業に要する費用の額</p> <p>カ その他区の国民健康保険に関する特別会計において負担する国民健康保険事業に要する費用（国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用のうち都の国民健康保険に関する特別会計において負担する後期高齢者支援金等、<u>病床転換支援金等及び介護納付金</u> _____ の納付に要する費用に充てる部分並びに国民健康保険の事務の執行に要する費用を除く。）の額</p> <p>(2) 当該年度における次に掲げる額の合算額</p> <p>ア 法第74条の規定による補助金の額</p> <p>イ 法附則第7条の規定により読み替えられた法第75条の規定により交付を受ける補助金(国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用(都の国民健康保険に関する特別会計において負担する後期高齢者支援金等、<u>病床転換支援金等及び介護納付金</u></p>	<p>イ 法附則第7条の規定により読み替えられた法第75条の7第1項の国民健康保険事業費納付金（以下「国民健康保険事業費納付金」という。）の納付に要する費用（東京都（以下「都」という。）の国民健康保険に関する特別会計において負担する高齢者医療確保法の規定による後期高齢者支援金等（以下「後期高齢者支援金等」という。）及び高齢者医療確保法の規定による病床転換支援金等（以下「病床転換支援金等」という。）<u>、</u> _____ <u>介護保険法（平成9年法律第123号）の規定による納付金（以下「介護納付金」という。）並びに子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）の規定による納付金（以下「子ども・子育て支援納付金」という。）</u>の納付に要する費用に充てる部分を除く。）の額</p> <p>ウ 法第81条の2第5項の財政安定化基金拠出金の納付に要する費用の額</p> <p>エ 法第81条の2第10項第2号に規定する財政安定化基金事業借入金の償還に要する費用の額</p> <p>オ 保健事業に要する費用の額</p> <p>カ その他区の国民健康保険に関する特別会計において負担する国民健康保険事業に要する費用（国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用のうち都の国民健康保険に関する特別会計において負担する後期高齢者支援金等<u>及び</u>病床転換支援金等、<u>介護納付金並びに子ども・子育て支援納付金</u>の納付に要する費用に充てる部分並びに国民健康保険の事務の執行に要する費用を除く。）の額</p> <p>(2) 当該年度における次に掲げる額の合算額</p> <p>ア 法第74条の規定による補助金の額</p> <p>イ 法附則第7条の規定により読み替えられた法第75条の規定により交付を受ける補助金(国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用(都の国民健康保険に関する特別会計において負担する後期高齢者支援金等<u>及び</u>病床転換支援金等、<u>介護納付金並びに子ども・子育て支援納</u></p>

改正前	改正後
<p>___の納付に要する費用に充てる部分に限る。以下このイにおいて同じ。)に係るものを除く。)及び同条の規定により貸し付けられる貸付金(国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用に係るものを除く。)の額</p> <p>ウ 法第75条の2第1項の国民健康保険保険給付費等交付金の額</p> <p>エ その他区の国民健康保険に関する特別会計において負担する国民健康保険事業に要する費用(国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用のうち都の国民健康保険に関する特別会計において負担する後期高齢者支援金等、<u>病床転換支援金等及び介護納付金</u></p> <p>___の納付に要する費用に充てる部分並びに国民健康保険の事務の執行に要する費用を除く。)のための収入(法第72条の3第1項、第72条の3の2第1項及び第72条の3の3第1項の規定による繰入金を除く。)の額</p>	<p><u>付金</u>の納付に要する費用に充てる部分に限る。以下このイにおいて同じ。)に係るものを除く。)及び同条の規定により貸し付けられる貸付金(国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用に係るものを除く。)の額</p> <p>ウ 法第75条の2第1項の国民健康保険保険給付費等交付金の額</p> <p>エ その他区の国民健康保険に関する特別会計において負担する国民健康保険事業に要する費用(国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用のうち都の国民健康保険に関する特別会計において負担する後期高齢者支援金等<u>及び病床転換支援金等、</u> <u>介護納付金並びに子ども・子育て支援納付金</u>の納付に要する費用に充てる部分並びに国民健康保険の事務の執行に要する費用を除く。)のための収入(法第72条の3第1項、第72条の3の2第1項及び第72条の3の3第1項の規定による繰入金を除く。)の額</p>
<p>第14条の4(略)</p>	<p>第14条の4(略)</p>
<p>(基礎賦課額の所得割額の算定)</p> <p>第15条 前条の所得割額は、被保険者に係る賦課期日の属する年の前年の所得に係る地方税法第314条の2第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額(同法附則第33条の2第5項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額(同法附則第35条の2の6第8項又は第11項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額)、同法附則第33条の3第5項に規定する土地等に係る事業所得等の金額、同法附則第34条第4項に規定する長期譲渡所得の金額(租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第33条の4第1項若しくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項、第35条の2第1項、第35条の3第1項又は第36条の規定の適用がある場合には、これらの規定の適用により同法第31条第1項に規定する長期譲渡所得の金額から</p>	<p>(基礎賦課額の所得割額の算定)</p> <p>第15条 前条の所得割額は、被保険者に係る賦課期日の属する年の前年の所得に係る地方税法第314条の2第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額(同法附則第33条の2第5項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額(同法附則第35条の2の6第8項又は第11項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額)、同法附則第33条の3第5項に規定する土地等に係る事業所得等の金額、同法附則第34条第4項に規定する長期譲渡所得の金額(租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第33条の4第1項若しくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項、第35条の2第1項、第35条の3第1項又は第36条の規定の適用がある場合には、これらの規定の適用により同法第31条第1項に規定する長期譲渡所得の金額から</p>

改正前	改正後
<p>控除する金額を控除した金額)、地方税法附則第35条第5項に規定する短期譲渡所得の金額(租税特別措置法第33条の4第1項若しくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項又は第36条の規定の適用がある場合には、これらの規定の適用により同法第32条第1項に規定する短期譲渡所得の金額から控除する金額を控除した金額)、地方税法附則第35条の2第5項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額(同法附則第35条の3第15項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額)、同法附則第35条の2の2第5項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額(同法附則第35条の2の6第11項又は第35条の3第13項若しくは第15項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額)、同法附則第35条の4第4項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額(同法附則第35条の4の2第7項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額)、外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律(昭和37年法律第144号。以下「外国居住者等所得相互免除法」という。)第8条第2項(外国居住者等所得相互免除法第12条第5項及び第16条第2項において準用する場合を含む。第19条の2第1号において同じ。)に規定する特例適用利子等の額、外国居住者等所得相互免除法第8条第4項(外国居住者等所得相互免除法第12条第6項及び第16条第3項において準用する場合を含む。同号において同じ。)に規定する特例適用配当等の額、租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律(昭和44年法律第46号。以下「租税条約等実施特例法」という。)第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額及び同条第12項に規定する条約適用配当等の額をいう。以下この条において同じ。)の合計額から地方税法第314条の2第2項の規定による控除をした後の総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合計額(以下「基礎控除後の総所得金額等」という。)に第15条の4_____の所得割の保険料率を乗じて算定する。</p> <p>2 前項の場合における地方税法第314条の2第1項に規定する総所得金額</p>	<p>控除する金額を控除した金額)、地方税法附則第35条第5項に規定する短期譲渡所得の金額(租税特別措置法第33条の4第1項若しくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項又は第36条の規定の適用がある場合には、これらの規定の適用により同法第32条第1項に規定する短期譲渡所得の金額から控除する金額を控除した金額)、地方税法附則第35条の2第5項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額(同法附則第35条の3第15項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額)、同法附則第35条の2の2第5項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額(同法附則第35条の2の6第11項又は第35条の3第13項若しくは第15項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額)、同法附則第35条の4第4項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額(同法附則第35条の4の2第7項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額)、外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律(昭和37年法律第144号。以下「外国居住者等所得相互免除法」という。)第8条第2項(外国居住者等所得相互免除法第12条第5項及び第16条第2項において準用する場合を含む。第19条の2第1号において同じ。)に規定する特例適用利子等の額、外国居住者等所得相互免除法第8条第4項(外国居住者等所得相互免除法第12条第6項及び第16条第3項において準用する場合を含む。同号において同じ。)に規定する特例適用配当等の額、租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律(昭和44年法律第46号。以下「租税条約等実施特例法」という。)第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額及び同条第12項に規定する条約適用配当等の額をいう。以下この条において同じ。)の合計額から地方税法第314条の2第2項の規定による控除をした後の総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合計額(以下「基礎控除後の総所得金額等」という。)に第15条の4第1号の所得割の保険料率を乗じて算定する。</p> <p>2 前項の場合における地方税法第314条の2第1項に規定する総所得金額</p>

改正前	改正後
<p>若しくは山林所得金額又は他の所得と区分して計算される所得の金額を算定する場合には、同法第313条第9項中雑損失に係る部分の規定を適用しないものとする。</p>	<p>若しくは山林所得金額又は他の所得と区分して計算される所得の金額を算定する場合には、同法第313条第9項中雑損失に係る部分の規定を適用しないものとする。</p>
<p>第15条の2～第15条の3（略）</p>	<p>第15条の2～第15条の3（略）</p>
<p>（基礎賦課額の保険料率）</p>	<p>（基礎賦課額の保険料率）</p>
<p>第15条の4 基礎賦課額の保険料率は、次のとおりとする。</p>	<p>第15条の4 基礎賦課額の保険料率は、次のとおりとする。</p>
<p>(1) 所得割 <u>100分の7.71</u>（基礎賦課総額の<u>100分の53</u>に相当する額を被保険者に係る賦課期日の属する年の前年の所得に係る基礎控除後の総所得金額等の見込額（法施行令第29条の7第2項第4号ただし書に規定する場合にあっては、国民健康保険法施行規則（昭和33年厚生省令第53号。以下「省令」という。）第32条の9に規定する方法により補正された後の金額）の総額で除して得た数）</p> <p>(2) 被保険者均等割 被保険者1人につき <u>4万7,300円</u>（基礎賦課総額の<u>100分の47</u>に相当する額を当該年度の前年度及びその直前の2箇年度の各年度における被保険者の数等を勘案して算定した数で除して得た額）</p>	<p>(1) 所得割 <u>100分の7.51</u>（基礎賦課総額の<u>100分の52</u>に相当する額を被保険者に係る賦課期日の属する年の前年の所得に係る基礎控除後の総所得金額等の見込額（法施行令第29条の7第2項第4号ただし書に規定する場合にあっては、国民健康保険法施行規則（昭和33年厚生省令第53号。以下「省令」という。）第32条の9に規定する方法により補正された後の金額）の総額で除して得た数）</p> <p>(2) 被保険者均等割 被保険者1人につき <u>4万7,600円</u>（基礎賦課総額の<u>100分の48</u>に相当する額を当該年度の前年度及びその直前の2箇年度の各年度における被保険者の数等を勘案して算定した数で除して得た額）</p>
<p>第15条の5～第15条の7（略）</p>	<p>第15条の5～第15条の7（略）</p>
<p>（基礎賦課限度額）</p>	<p>（基礎賦課限度額）</p>
<p>第15条の8 第14条の4の基礎賦課額は、<u>66万円</u>を超えることができない。</p>	<p>第15条の8 第14条の4の基礎賦課額は、<u>67万円</u>を超えることができない。</p>
<p>第15条の9～第15条の10（略）</p>	<p>第15条の9～第15条の10（略）</p>
<p>（後期高齢者支援金等賦課額の所得割額の算定）</p>	<p>（後期高齢者支援金等賦課額の所得割額の算定）</p>
<p>第15条の11 前条の所得割額は、被保険者に係る賦課期日の属する年の前年</p>	<p>第15条の11 前条の所得割額は、被保険者に係る賦課期日の属する年の前年</p>

改正前	改正後
<p>の所得に係る基礎控除後の総所得金額等に次条_____の所得割の保険料率を乗じて算定する。</p>	<p>の所得に係る基礎控除後の総所得金額等に次条第1号の所得割の保険料率を乗じて算定する。</p>
<p>(後期高齢者支援金等賦課額の保険料率)</p>	<p>(後期高齢者支援金等賦課額の保険料率)</p>
<p>第15条の12 後期高齢者支援金等賦課額の保険料率は、次のとおりとする。</p>	<p>第15条の12 後期高齢者支援金等賦課額の保険料率は、次のとおりとする。</p>
<p>(1) 所得割 <u>100分の2.69</u> (後期高齢者支援金等賦課総額の<u>100分の52</u>に相当する額を被保険者に係る賦課期日の属する年の前年の所得に係る基礎控除後の総所得金額等の見込額 (法施行令第29条の7第3項第4号ただし書に規定する場合にあっては、省令第32条の9の2に規定する方法により補正された後の金額) の総額で除して得た数)</p>	<p>(1) 所得割 <u>100分の2.80</u> (後期高齢者支援金等賦課総額の<u>100分の53</u>に相当する額を被保険者に係る賦課期日の属する年の前年の所得に係る基礎控除後の総所得金額等の見込額 (法施行令第29条の7第3項第4号ただし書に規定する場合にあっては、省令第32条の9の2に規定する方法により補正された後の金額) の総額で除して得た数)</p>
<p>(2) 被保険者均等割 被保険者1人につき<u>1万6,800円</u> (後期高齢者支援金等賦課総額の<u>100分の48</u>に相当する額を当該年度の前年度及びその直前の2箇年度の各年度における被保険者の数等を勘案して算定した数で除して得た額)</p>	<p>(2) 被保険者均等割 被保険者1人につき<u>1万7,600円</u> (後期高齢者支援金等賦課総額の<u>100分の47</u>に相当する額を当該年度の前年度及びその直前の2箇年度の各年度における被保険者の数等を勘案して算定した数で除して得た額)</p>
<p>第15条の13～第16条の2 (略)</p>	<p>第15条の13～第16条の2 (略)</p>
<p>(介護納付金賦課額の所得割額の算定)</p>	<p>(介護納付金賦課額の所得割額の算定)</p>
<p>第16条の3 前条の所得割額は、介護納付金賦課被保険者に係る賦課期日の属する年の前年の所得に係る基礎控除後の総所得金額等に次条_____の所得割の保険料率を乗じて算定する。</p>	<p>第16条の3 前条の所得割額は、介護納付金賦課被保険者に係る賦課期日の属する年の前年の所得に係る基礎控除後の総所得金額等に次条第1号の所得割の保険料率を乗じて算定する。</p>
<p>(介護納付金賦課額の保険料率)</p>	<p>(介護納付金賦課額の保険料率)</p>
<p>第16条の4 介護納付金賦課被保険者に係る介護納付金賦課額の保険料率は、次のとおりとする。</p>	<p>第16条の4 介護納付金賦課被保険者に係る介護納付金賦課額の保険料率は、次のとおりとする。</p>
<p>(1) 所得割 <u>100分の2.25</u> (介護納付金賦課総額の100分の53に相当する額を介護納付金賦課被保険者に係る賦課期日の属する年の前年の所得に係る基礎控除後の総所得金額等の見込額 (法施行令第29条の7第4項第4号ただし書に規定する場合にあっては、省令第32条の10に規定する方</p>	<p>(1) 所得割 <u>100分の2.43</u> (介護納付金賦課総額の100分の53に相当する額を介護納付金賦課被保険者に係る賦課期日の属する年の前年の所得に係る基礎控除後の総所得金額等の見込額 (法施行令第29条の7第4項第4号ただし書に規定する場合にあっては、省令第32条の10に規定する方</p>



改正前	改正後
	<p style="text-align: center;"><u>額</u></p> <p><u>イ その他区の国民健康保険に関する特別会計において負担する国民健康保険事業に要する費用（国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用に限る。）のための収入（法第72条の3第1項、第72条の3の2第1項及び第72条の3の3第1項の規定による繰入金を除く。）の額（子ども・子育て支援納付金賦課額）</u></p> <p>第16条の7 保険料の賦課額のうち子ども・子育て支援納付金賦課額は、当該世帯に属する被保険者につき算定した所得割額及び被保険者均等割額の合算額の総額に、当該世帯に属する18歳以上被保険者（法施行令第29条の7第5項第3号に規定する18歳以上被保険者をいう。以下同じ。）につき算定した18歳以上被保険者均等割額の総額を加算した額とする。</p> <p style="text-align: center;"><u>（子ども・子育て支援納付金賦課額の所得割額の算定）</u></p> <p>第16条の8 前条の所得割額は、被保険者に係る賦課期日の属する年の前年の所得に係る基礎控除後の総所得金額等に次条第1号の所得割の保険料率を乗じて算定する。</p> <p style="text-align: center;"><u>（子ども・子育て支援納付金賦課額の保険料率）</u></p> <p>第16条の9 子ども・子育て支援納付金賦課額の保険料率は、次のとおりとする。</p> <p style="text-align: center;"><u>（1） 所得割 100分の0.27（子ども・子育て支援納付金賦課総額から、第16条の6第1号イに掲げる額の見込額から同号イに係る同条第2号に掲げる額の見込額を控除した額を控除した額（以下「子ども・子育て支援納付金賦課額の保険料率の算定に係る額」という。）の100分の50に相当する額を被保険者に係る賦課期日の属する年の前年の所得に係る基礎控除後の総所得金額等の見込額（法施行令第29条の7第5項第4号ただし書に規定する場合にあっては、省令第32条の10の2に規定する方法により補正された後の金額）の総額で除して得た数）</u></p> <p style="text-align: center;"><u>（2） 被保険者均等割 被保険者1人につき1,800円（子ども・子育て支援納付金賦課総額の保険料率の算定に係る額の100分の50に相当する額</u></p>

改正前	改正後
	<p><u>を当該年度の前年度及びその直前の2箇年度の各年度における被保険者の数等を勘案して算定した数で除して得た額)</u></p> <p><u>(3) 18歳以上被保険者均等割 被保険者1人につき73円(第16条の6第1号イに掲げる額の見込額から同号イに係る同条第2号に掲げる額の見込額を控除した額を当該年度の前年度及びその直前の2箇年度の各年度における18歳以上被保険者の数等を勘案して算定した数で除して得た額)</u></p> <p><u>(子ども・子育て支援納付金賦課限度額)</u></p> <p><u>第16条の10 第16条の7の子ども・子育て支援納付金賦課額は、3万円を超えることができない。</u></p>
<p>第17条～第18条の3 (略)</p> <p>(賦課期日後において納付義務の発生、消滅又は、被保険者数の異動等があった場合)</p> <p>第19条 保険料の賦課期日後に納付義務が発生した場合、1世帯に属する被保険者数が増加若しくは減少した場合、1世帯に属する被保険者が介護納付金賦課被保険者となった若しくは介護納付金賦課被保険者でなくなった場合又は法施行令第29条の7の2第2項に規定する特例対象被保険者等(以下「特例対象被保険者等」という。)となった場合における当該納付義務者に係る第14条の4、第15条の10の額若しくは第16条の2の額又は次条各号に定める額、第19条の4各号に定める額若しくは第19条の5第1項各号に定める額の算定は、それぞれ、その納付義務が発生した日、被保険者数が増加若しくは減少した日(法第6条第1号から第8号までの規定のいずれかに該当したことにより被保険者数が減少した場合においては、その減少した日が月の初日であるときに限り、その前日とする。)、1世帯に属する被保険者が介護納付金賦課被保険者となった若しくは介護納付金賦課被保険者でなくなった日又は特例</p>	<p>第17条～第18条の3 (略)</p> <p>(賦課期日後において納付義務の発生、消滅又は、被保険者数の異動等があった場合)</p> <p>第19条 保険料の賦課期日後に納付義務が発生した場合、1世帯に属する被保険者数が増加若しくは減少した場合、1世帯に属する被保険者が介護納付金賦課被保険者となった若しくは介護納付金賦課被保険者でなくなった場合又は法施行令第29条の7の2第2項に規定する特例対象被保険者等(以下「特例対象被保険者等」という。)となった場合における当該納付義務者に係る第14条の4、第15条の10、<u>第16条の2</u>若しくは第16条の7の額又は次条各号、<u>第19条の4各号、</u> <u>第19条の5第1項各号若しくは第19条の6</u>に定める額の算定は、それぞれ、その納付義務が発生した日、被保険者数が増加若しくは減少した日(法第6条第1号から第8号までの規定のいずれかに該当したことにより被保険者数が減少した場合においては、その減少した日が月の初日であるときに限り、その前日とする。)、1世帯に属する被保険者が介護納付金賦課被保険者となった若しくは介護納付金賦課被保険者でなくなった日又は特例</p>

改正前	改正後
<p>対象被保険者等となった日の属する月から、月割をもって行う。</p> <p>2 保険料の賦課期日後に納付義務が消滅した場合における当該納付義務者に係る第14条の4、第15条の10の額若しくは第16条の2の額又は次条各号に定める額、第19条の4各号に定める額若しくは第19条の5第1項各号に定める額の算定は、その納付義務が消滅した日（法第6条第1号から第8号までの規定のいずれかに該当したことにより納付義務が消滅した場合においては、その消滅した日が月の初日であるときに限り、その前日とする。）の属する月の前月まで、月割をもって行う。</p> <p>（低所得者の保険料の減額）</p> <p>第19条の2 次の各号に該当する納付義務者に対して課する保険料の額は、第14条の4の基礎賦課額から、それぞれ当該各号のアに定める額を減額して得た額（当該減額して得た額が66万円を超える場合には、66万円）及び第15条の10の後期高齢者支援金等賦課額から、それぞれ当該各号のイに定める額を減額して得た額（当該減額して得た額が26万円を超える場合には、26万円）並びに第16条の2の介護納付金賦課額から、それぞれ当該各号のウに定める額を減額して得た額（当該減額して得た額が17万円を超える場合には、17万円）</p> <p>_____の合算額とする。</p> <p>（1）世帯主、当該年度の保険料賦課期日（賦課期日後に保険料の納付義務が発生した場合には、その発生した日とする。）現在においてその世帯に属する被保険者及び特定同一世帯所属者（法第6条第8号に該当したことにより被保険者の資格を喪失した者であって、当該資格を喪失した日の前日以後継続して同一の世帯に属する者をいう。以下同じ。）につき算定した地方税法第314条の2第1項に規定する総所得金額（同法第317条の2第1項第2号に規定する青色専従者給与額又は同法第313条第5項に規定する事業専従者控除額については、同条第3項、第4項又は</p>	<p>対象被保険者等となった日の属する月から、月割をもって行う。</p> <p>2 保険料の賦課期日後に納付義務が消滅した場合における当該納付義務者に係る第14条の4、第15条の10、第16条の2若しくは第16条の7の額又は次条各号、第19条の4各号、第19条の5第1項各号若しくは第19条の6に定める額の算定は、その納付義務が消滅した日（法第6条第1号から第8号までの規定のいずれかに該当したことにより納付義務が消滅した場合においては、その消滅した日が月の初日であるときに限り、その前日とする。）の属する月の前月まで、月割をもって行う。</p> <p>（低所得者の保険料の減額）</p> <p>第19条の2 次の各号に該当する納付義務者に対して課する保険料の額は、第14条の4の基礎賦課額から、それぞれ当該各号のアに定める額を減額して得た額（当該減額して得た額が67万円を超える場合には、67万円）、第15条の10の後期高齢者支援金等賦課額から、それぞれ当該各号のイに定める額を減額して得た額（当該減額して得た額が26万円を超える場合には、26万円）、第16条の2の介護納付金賦課額から、それぞれ当該各号のウに定める額を減額して得た額（当該減額して得た額が17万円を超える場合には、17万円）及び第16条の7の子ども・子育て支援納付金賦課額から、それぞれ当該各号のエ及びオに定める額を減額して得た額（当該減額して得た額が3万円を超える場合には、3万円）の合算額とする。</p> <p>（1）世帯主、当該年度の保険料賦課期日（賦課期日後に保険料の納付義務が発生した場合には、その発生した日とする。）現在においてその世帯に属する被保険者及び特定同一世帯所属者（法第6条第8号に該当したことにより被保険者の資格を喪失した者であって、当該資格を喪失した日の前日以後継続して同一の世帯に属する者をいう。以下同じ。）につき算定した地方税法第314条の2第1項に規定する総所得金額（同法第317条の2第1項第2号に規定する青色専従者給与額又は同法第313条第5項に規定する事業専従者控除額については、同条第3項、第4項又は</p>

改正前	改正後
<p>第5項の規定を適用せず、所得税法（昭和40年法律第33号）第57条第1項、第3項又は第4項の規定の例によらないものとし、地方税法第314条の2第1項に規定する山林所得金額及び他の所得と区分して計算される所得の金額（同法附則第33条の2第5項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額（同法附則第35条の2の6第8項又は第11項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）、同法附則第33条の3第5項に規定する土地等に係る事業所得等の金額、同法附則第34条第4項に規定する長期譲渡所得の金額、同法附則第35条第5項に規定する短期譲渡所得の金額、同法附則第35条の2第5項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額（同法附則第35条の3第15項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）、同法附則第35条の2の2第5項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額（同法附則第35条の2の6第11項又は第35条の3第13項若しくは第15項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）、同法附則第35条の4第4項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額（同法附則第35条の4の2第7項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）、外国居住者等所得相互免除法第8条第2項に規定する特例適用利子等の額、同条第4項に規定する特例適用配当等の額、租税条約等実施特例法第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額及び同条第12項に規定する条約適用配当等の額をいう。以下この条において同じ。）の算定についても同様とする。以下この条において同じ。）及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合算額が、地方税法第314条の2第2項第1号に定める金額（世帯主並びに当該世帯主の世帯に属する被保険者及び特定同一世帯所属者（次号及び第3号において「世帯主等」という。）のうち給与所得を有する者（前年中に同条第1項に規定する総所得金額に係る所得税法第28条第1項に規定する給与所得について同条第3項に規定する給与所得控除額の控除を受けた者（同条第1項に規定する給与等の収入金額が55万円を超える者に限る。）をいう。以下この号において同じ。）の数</p>	<p>第5項の規定を適用せず、所得税法（昭和40年法律第33号）第57条第1項、第3項又は第4項の規定の例によらないものとし、地方税法第314条の2第1項に規定する山林所得金額及び他の所得と区分して計算される所得の金額（同法附則第33条の2第5項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額（同法附則第35条の2の6第8項又は第11項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）、同法附則第33条の3第5項に規定する土地等に係る事業所得等の金額、同法附則第34条第4項に規定する長期譲渡所得の金額、同法附則第35条第5項に規定する短期譲渡所得の金額、同法附則第35条の2第5項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額（同法附則第35条の3第15項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）、同法附則第35条の2の2第5項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額（同法附則第35条の2の6第11項又は第35条の3第13項若しくは第15項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）、同法附則第35条の4第4項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額（同法附則第35条の4の2第7項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）、外国居住者等所得相互免除法第8条第2項に規定する特例適用利子等の額、同条第4項に規定する特例適用配当等の額、租税条約等実施特例法第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額及び同条第12項に規定する条約適用配当等の額をいう。以下この条において同じ。）の算定についても同様とする。以下この条において同じ。）及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合算額が、地方税法第314条の2第2項第1号に定める金額（世帯主並びに当該世帯主の世帯に属する被保険者及び特定同一世帯所属者（次号及び第3号において「世帯主等」という。）のうち給与所得を有する者（前年中に同条第1項に規定する総所得金額に係る所得税法第28条第1項に規定する給与所得について同条第3項に規定する給与所得控除額の控除を受けた者（同条第1項に規定する給与等の収入金額が55万円を超える者に限る。）をいう。以下この号において同じ。）の数</p>

改正前	改正後
<p>及び公的年金等に係る所得を有する者（前年中に地方税法第314条の2第1項に規定する総所得金額に係る所得税法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得について同条第4項に規定する公的年金等控除額の控除を受けた者（年齢65歳未満の者にあつては当該公的年金等の収入金額が60万円を超える者に限り、年齢65歳以上の者にあつては当該公的年金等の収入金額が110万円を超える者に限る。）をいい、給与所得を有する者を除く。）の数の合計数（以下この号、次号及び第3号において「給与所得者等の数」という。）が2以上の場合にあつては、地方税法第314条の2第2項第1号に定める金額に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加えた金額）を超えない世帯に係る保険料の納付義務者</p>	<p>及び公的年金等に係る所得を有する者（前年中に地方税法第314条の2第1項に規定する総所得金額に係る所得税法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得について同条第4項に規定する公的年金等控除額の控除を受けた者（年齢65歳未満の者にあつては当該公的年金等の収入金額が60万円を超える者に限り、年齢65歳以上の者にあつては当該公的年金等の収入金額が110万円を超える者に限る。）をいい、給与所得を有する者を除く。）の数の合計数（以下この号、次号及び第3号において「給与所得者等の数」という。）が2以上の場合にあつては、地方税法第314条の2第2項第1号に定める金額に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加えた金額）を超えない世帯に係る保険料の納付義務者</p>
<p>ア 基礎賦課額に係る被保険者均等割額 被保険者1人について <u>3万3,110円</u></p>	<p>ア 基礎賦課額に係る被保険者均等割額 被保険者1人について <u>3万3,320円</u></p>
<p>イ 後期高齢者支援金等賦課額に係る被保険者均等割額 被保険者1人について <u>1万1,760円</u></p>	<p>イ 後期高齢者支援金等賦課額に係る被保険者均等割額 被保険者1人について <u>1万2,320円</u></p>
<p>ウ 介護納付金賦課額に係る被保険者均等割額 被保険者1人について <u>1万1,620円</u></p>	<p>ウ 介護納付金賦課額に係る被保険者均等割額 被保険者1人について <u>1万2,460円</u></p>
	<p>エ 子ども・子育て支援納付金賦課額に係る被保険者均等割額 被保険者1人について <u>1,260円</u></p>
	<p>オ 子ども・子育て支援納付金賦課額に係る18歳以上被保険者均等割額 被保険者1人について <u>52円</u></p>
<p>(2) 前号に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合算額が、地方税法第314条の2第2項第1号に定める金額（世帯主等のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあつては、同号に定める金額に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加えた金額）に<u>30万5,000円</u>に当該年度の保険料賦課期日（賦課期日後に保険料の納付義務が発生した場合にはその発生した日とする。）現在において、その世帯に属する被保険者の数と特</p>	<p>(2) 前号に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合算額が、地方税法第314条の2第2項第1号に定める金額（世帯主等のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあつては、同号に定める金額に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加えた金額）に<u>31万円</u>に当該年度の保険料賦課期日（賦課期日後に保険料の納付義務が発生した場合にはその発生した日とする。）現在において、その世帯に属する被保険者の数と特</p>

改正前	改正後
<p>定同一世帯所属者の数の合計数を乗じて得た額を加算した金額を超えない世帯に係る保険料の納付義務者であって前号に該当する者以外の者</p> <p>ア 基礎賦課額に係る被保険者均等割額 被保険者1人について <u>2万3,650円</u></p> <p>イ 後期高齢者支援金等賦課額に係る被保険者均等割額 被保険者1人について <u>8,400円</u></p> <p>ウ 介護納付金賦課額に係る被保険者均等割額 被保険者1人について <u>8,300円</u></p>	<p>定同一世帯所属者の数の合計数を乗じて得た額を加算した金額を超えない世帯に係る保険料の納付義務者であって前号に該当する者以外の者</p> <p>ア 基礎賦課額に係る被保険者均等割額 被保険者1人について <u>2万3,800円</u></p> <p>イ 後期高齢者支援金等賦課額に係る被保険者均等割額 被保険者1人について <u>8,800円</u></p> <p>ウ 介護納付金賦課額に係る被保険者均等割額 被保険者1人について <u>8,900円</u></p> <p>エ 子ども・子育て支援納付金賦課額に係る被保険者均等割額 被保険者1人について <u>900円</u></p> <p>オ 子ども・子育て支援納付金賦課額に係る18歳以上被保険者均等割額 被保険者1人について <u>37円</u></p>
<p>(3) 第1号に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合算額が、地方税法第314条の2第2項第1号に定める金額（世帯主等のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあっては、同号に定める金額に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加えた金額）に<u>56万円</u>に当該年度の保険料賦課期日（賦課期日後に保険料の納付義務が発生した場合にはその発生した日とする。）現在において、その世帯に属する被保険者の数と特定同一世帯所属者の数の合計数を乗じて得た額を加算した金額を超えない世帯に係る保険料の納付義務者であって前2号に該当する者以外の者</p> <p>ア 基礎賦課額に係る被保険者均等割額 被保険者1人について <u>9,460円</u></p> <p>イ 後期高齢者支援金等賦課額に係る被保険者均等割額 被保険者1人について <u>3,360円</u></p> <p>ウ 介護納付金賦課額に係る被保険者均等割額 被保険者1人について <u>3,320円</u></p>	<p>(3) 第1号に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合算額が、地方税法第314条の2第2項第1号に定める金額（世帯主等のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあっては、同号に定める金額に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加えた金額）に<u>57万円</u>に当該年度の保険料賦課期日（賦課期日後に保険料の納付義務が発生した場合にはその発生した日とする。）現在において、その世帯に属する被保険者の数と特定同一世帯所属者の数の合計数を乗じて得た額を加算した金額を超えない世帯に係る保険料の納付義務者であって前2号に該当する者以外の者</p> <p>ア 基礎賦課額に係る被保険者均等割額 被保険者1人について <u>9,520円</u></p> <p>イ 後期高齢者支援金等賦課額に係る被保険者均等割額 被保険者1人について <u>3,520円</u></p> <p>ウ 介護納付金賦課額に係る被保険者均等割額 被保険者1人について <u>3,560円</u></p>

改正前	改正後
<p>(特例対象被保険者等の特例)</p> <p>第19条の3 世帯主又は当該世帯に属する被保険者若しくは特定同一世帯所属者が特例対象被保険者等である場合における第15条第1項及び</p> <p style="text-align: center;">前条の規定の適用について</p> <p>は、第15条第1項中「規定する総所得金額」とあるのは「規定する総所得金額（特例対象被保険者等の総所得金額に所得税法第28条第1項に規定する給与所得が含まれている場合においては、当該給与所得については、同条第2項の規定によって計算した金額の100分の30に相当する金額によるものとする。第2項において同じ。）」と、「所得の金額（同法」とあるのは「所得の金額（地方税法」と、前条第1号中「総所得金額（同法」とあるのは「総所得金額（特例対象被保険者等の総所得金額に所得税法第28条第1項に規定する給与所得が含まれている場合においては、当該給与所得については、同条第2項の規定によって計算した金額の100分の30に相当する金額によるものとする。地方税法」とする。</p> <p>(未就学児の被保険者均等割額の減額)</p> <p>第19条の4 当該年度において、納付義務者の属する世帯に6歳に達する日以後の最初の3月31日以前である被保険者（以下「未就学児」という。）がある場合における当該未就学児に係る当該年度分の被保険者均等割額（第19条の2に規定する金額を減額するものとした場合にあっては、その減額後の被保険者均等割額）は、当該被保険者均等割額から、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額を減額して得た額とする。</p> <p>(1) 基礎賦課額に係る被保険者均等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ未就学児1人について次に定める額</p> <p>ア 第19条の2第1号アに規定する金額を減額した世帯 <u>7,095円</u></p>	<p>エ 子ども・子育て支援納付金賦課額に係る被保険者均等割額 被保険者1人について <u>360円</u></p> <p>オ 子ども・子育て支援納付金賦課額に係る18歳以上被保険者均等割額 被保険者1人について <u>15円</u></p> <p>(特例対象被保険者等の特例)</p> <p>第19条の3 世帯主又は当該世帯に属する被保険者若しくは特定同一世帯所属者が特例対象被保険者等である場合における第15条第1項、<u>第15条の11、第16条の3及び第16条の8並びに前条及び第19条の5の規定の適用については、第15条第1項中「規定する総所得金額」とあるのは「規定する総所得金額（特例対象被保険者等の総所得金額に所得税法第28条第1項に規定する給与所得が含まれている場合においては、当該給与所得については、同条第2項の規定によって計算した金額の100分の30に相当する金額によるものとする。第2項において同じ。）」と、「所得の金額（同法」とあるのは「所得の金額（地方税法」と、前条第1号中「総所得金額（同法」とあるのは「総所得金額（特例対象被保険者等の総所得金額に所得税法第28条第1項に規定する給与所得が含まれている場合においては、当該給与所得については、同条第2項の規定によって計算した金額の100分の30に相当する金額によるものとする。地方税法」とする。</u></p> <p>(未就学児の被保険者均等割額の減額)</p> <p>第19条の4 当該年度において、納付義務者の属する世帯に6歳に達する日以後の最初の3月31日以前である被保険者（以下「未就学児」という。）がある場合における当該未就学児に係る当該年度分の被保険者均等割額（第19条の2に規定する金額を減額するものとした場合にあっては、その減額後の被保険者均等割額）は、当該被保険者均等割額から、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額を減額して得た額とする。</p> <p>(1) 基礎賦課額に係る被保険者均等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ未就学児1人について次に定める額</p> <p>ア 第19条の2第1号アに規定する金額を減額した世帯 <u>7,140円</u></p>

改正前	改正後
イ 第19条の2第2号アに規定する金額を減額した世帯 <u>1万1,825円</u>	イ 第19条の2第2号アに規定する金額を減額した世帯 <u>1万1,900円</u>
ウ 第19条の2第3号アに規定する金額を減額した世帯 <u>1万8,920円</u>	ウ 第19条の2第3号アに規定する金額を減額した世帯 <u>1万9,040円</u>
エ アからウまでに掲げる世帯以外の世帯 <u>2万3,650円</u>	エ アからウまでに掲げる世帯以外の世帯 <u>2万3,800円</u>
(2) 後期高齢者支援金等賦課額に係る被保険者均等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ未就学児1人について次に定める額	(2) 後期高齢者支援金等賦課額に係る被保険者均等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ未就学児1人について次に定める額
ア 第19条の2第1号イに規定する金額を減額した世帯 <u>2,520円</u>	ア 第19条の2第1号イに規定する金額を減額した世帯 <u>2,640円</u>
イ 第19条の2第2号イに規定する金額を減額した世帯 <u>4,200円</u>	イ 第19条の2第2号イに規定する金額を減額した世帯 <u>4,400円</u>
ウ 第19条の2第3号イに規定する金額を減額した世帯 <u>6,720円</u>	ウ 第19条の2第3号イに規定する金額を減額した世帯 <u>7,040円</u>
エ アからウまでに掲げる世帯以外の世帯 <u>8,400円</u>	エ アからウまでに掲げる世帯以外の世帯 <u>8,800円</u>
	(3) 子ども・子育て支援納付金賦課額に係る被保険者均等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ未就学児1人について次に定める額 ア 第19条の2第1号エに規定する金額を減額した世帯 <u>270円</u> イ 第19条の2第2号エに規定する金額を減額した世帯 <u>450円</u> ウ 第19条の2第3号エに規定する金額を減額した世帯 <u>720円</u> エ アからウまでに掲げる世帯以外の世帯 <u>900円</u>
(出産被保険者の保険料の減額)	(出産被保険者の保険料の減額)
第19条の5 当該年度において、世帯に出産被保険者（法施行令第29条の7第5項第8号に規定する出産被保険者をいう。以下同じ。）がある場合における当該世帯の納付義務者に対して課する所得割額及び 被保険者均等割額 _____（第19条の2に規定する金額を減額するものとした場合にあつては、その減額後の被保険者均等割額 _____）は、当該所得割額及び 被保険者均等割額 _____から、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額を減額して得た額（当該減額して得た額が、第15条の8、第15条の16及び第16条の5 _____に定める額を超える場合には、当該額）とする。	第19条の5 当該年度において、世帯に出産被保険者（法施行令第29条の7第6項第8号に規定する出産被保険者をいう。以下同じ。）がある場合における当該世帯の納付義務者に対して課する所得割額並びに被保険者均等割額及び18歳以上被保険者均等割額（第19条の2に規定する金額を減額するものとした場合にあつては、その減額後の被保険者均等割額及び18歳以上被保険者均等割額）は、当該所得割額並びに被保険者均等割額及び18歳以上被保険者均等割額から、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額を減額して得た額（当該減額して得た額が、第15条の8、第15条の16、第16条の5及び第16条の10に定める額を超える場合には、当該額）とする。
(1) 基礎賦課額の所得割額 当該出産被保険者に係る基礎控除後の総所得金額等に当該年度分の基礎賦課額の所得割の保険料率を乗じて得た額	(1) 基礎賦課額の所得割額 当該出産被保険者に係る基礎控除後の総所得金額等に当該年度分の基礎賦課額の所得割の保険料率を乗じて得た額

改正前	改正後
<p>の12分の1の額に、当該出産被保険者の出産の予定日（省令第32条の10の2各号で定める場合にあつては、出産の日。第24条の5第1項及び第2項において同じ。）の属する月（以下この号において「出産予定月」という。）の前月（多胎妊娠の場合には、3月前）から出産予定月の翌々月までの期間（以下この項において「産前産後期間」という。）のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額</p> <p>(2) 基礎賦課額に係る被保険者均等割額 当該年度分の基礎賦課額の被保険者均等割額（第19条の2に規定する金額を減額するものとした場合にあつては、その減額後の被保険者均等割額）に12分の1を乗じて得た額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額</p> <p>(3) 後期高齢者支援金等賦課額の所得割額 当該出産被保険者に係る基礎控除後の総所得金額等に当該年度分の後期高齢者支援金等賦課額の所得割の保険料率を乗じて得た額の12分の1の額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額</p> <p>(4) 後期高齢者支援金等賦課額に係る被保険者均等割額 当該年度分の後期高齢者支援金等賦課額の被保険者均等割額（第19条の2に規定する金額を減額するものとした場合にあつては、その減額後の被保険者均等割額）に12分の1を乗じて得た額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額</p> <p>(5) 介護納付金賦課額の所得割額 当該出産被保険者（介護納付金賦課被保険者である者に限る。以下この号において同じ。）に係る基礎控除後の総所得金額等に当該年度分の介護納付金賦課額の所得割の保険料率を乗じて得た額の12分の1の額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額</p> <p>(6) 介護納付金賦課額に係る被保険者均等割額 当該年度分の介護納付金賦課額の被保険者均等割額（第19条の2に規定する金額を減額するものとした場合にあつては、その減額後の被保険者均等割額）に12分の1</p>	<p>の12分の1の額に、当該出産被保険者の出産の予定日（省令第32条の10の3各号で定める場合にあつては、出産の日。第24条の5第1項及び第2項において同じ。）の属する月（以下この号において「出産予定月」という。）の前月（多胎妊娠の場合には、3月前）から出産予定月の翌々月までの期間（以下この項において「産前産後期間」という。）のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額</p> <p>(2) 基礎賦課額に係る被保険者均等割額 当該年度分の基礎賦課額の被保険者均等割額（第19条の2に規定する金額を減額するものとした場合にあつては、その減額後の被保険者均等割額）に12分の1を乗じて得た額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額</p> <p>(3) 後期高齢者支援金等賦課額の所得割額 当該出産被保険者に係る基礎控除後の総所得金額等に当該年度分の後期高齢者支援金等賦課額の所得割の保険料率を乗じて得た額の12分の1の額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額</p> <p>(4) 後期高齢者支援金等賦課額に係る被保険者均等割額 当該年度分の後期高齢者支援金等賦課額の被保険者均等割額（第19条の2に規定する金額を減額するものとした場合にあつては、その減額後の被保険者均等割額）に12分の1を乗じて得た額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額</p> <p>(5) 介護納付金賦課額の所得割額 当該出産被保険者（介護納付金賦課被保険者である者に限る。以下この号において同じ。）に係る基礎控除後の総所得金額等に当該年度分の介護納付金賦課額の所得割の保険料率を乗じて得た額の12分の1の額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額</p> <p>(6) 介護納付金賦課額に係る被保険者均等割額 当該年度分の介護納付金賦課額の被保険者均等割額（第19条の2に規定する金額を減額するものとした場合にあつては、その減額後の被保険者均等割額）に12分の1</p>

改正前	改正後
<p>を乗じて得た額に、当該出産被保険者（介護納付金賦課被保険者である者に限る。）の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額</p>	<p>を乗じて得た額に、当該出産被保険者（介護納付金賦課被保険者である者に限る。）の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額</p> <p><u>(7) 子ども・子育て支援納付金賦課額の所得割額</u> 当該出産被保険者に係る基礎控除後の総所得金額等に当該年度分の子ども・子育て支援納付金賦課額の所得割の保険料率を乗じて得た額の12分の1の額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額</p> <p><u>(8) 子ども・子育て支援納付金賦課額に係る被保険者均等割額及び18歳以上被保険者均等割額</u> 当該年度分の子ども・子育て支援納付金賦課額の被保険者均等割額及び18歳以上被保険者均等割額（第19条の2に規定する金額を減額するものとした場合にあつては、その減額後の被保険者均等割額及び18歳以上被保険者均等割額）に12分の1を乗じて得た額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額</p>
<p>2 前項各号に定めるところにより算定した額を決定する場合において、1円未満の端数があるときは、これを切り上げるものとする。</p>	<p>2 前項各号に定めるところにより算定した額を決定する場合において、1円未満の端数があるときは、これを切り上げるものとする。</p> <p><u>(18歳に達する日以後の最初の3月31日以前である被保険者の被保険者均等割額の減額)</u></p> <p><u>第19条の6</u> 当該年度において、その世帯に18歳に達する日以後の最初の3月31日以前である被保険者（以下「18歳未満被保険者」という。）がある場合における当該18歳未満被保険者に係る当該年度分の子ども・子育て支援納付金賦課額の被保険者均等割額は、第16条の9の子ども・子育て支援納付金賦課額の被保険者均等割の保険料率に相当する額（第19条の2各号、第19条の4第3号及び前条第1項第8号に規定する基準に従い当該18歳未満被保険者に係る当該年度分の子ども・子育て支援納付金賦課額の被保険者均等割額に相当する額を減額するものとした場合にあつては、当該減額後の額）から当該保険料率に相当する額を控除して得た額とする。</p>

改正前	改正後
	<p data-bbox="1149 180 1733 212"><u>付 則（令和8年3月●●日条例第●●号）</u></p> <p data-bbox="1149 225 1317 256"><u>（施行期日）</u></p> <p data-bbox="1126 272 1789 304">1 <u>この条例は、令和8年4月1日から施行する。</u></p> <p data-bbox="1149 317 1317 349"><u>（経過措置）</u></p> <p data-bbox="1126 362 2119 572">2 <u>この条例による改正後の第14条の2、第14条の3、第15条の4、第15条の8、第15条の12、第16条の4、第16条の6から第16条の10まで及び第19条から第19条の6までの規定は、令和8年度以後の年度分の保険料について適用し、令和7年度以前の年度分の保険料については、なお従前の例による。</u></p>